

随意契約締結理由書（公表用）

下記のとおり随意契約を締結したので、公表します。

1 工 事 件 名	泰明小学校内部改修工事（建築・隠ぺい部補修追加工事）
2 施 行 場 所	東京都中央区銀座五丁目1番13号
3 対 象 業 種	建築工事
4 工 事 概 要	体育館大梁下弦材耐火被覆除去及び吹付 体育館躯体脆弱部モルタル補修 体育館天井取合壁モルタル補修及び被覆仕上塗材塗装
5 工 期	令和7年2月28日まで
6 契 約 金 額	3,410,000円（税込み）
7 契 約 締 結 日	令和7年1月24日
8 契約の相手方の住所及び商号又は名称	東京都中央区晴海一丁目8番8号 トリトンスクエアW棟 株式会社クリスタルジャパン 代表取締役 浦木 太郎
9 随意契約締結の理由	現在、泰明小学校内部改修工事（以下「本体工事」という。）は、上記業者が施工中である。特定天井改修工事施工のために、体育館の天井仕上げを解体し、電気配線の撤去等をしたところ、当初の予定より躯体鉄骨の耐火被覆材の撤去範囲を拡大する必要性が判明したため、耐火被覆の撤去及び新設及び脆弱部の補修等の劣化改修工事が必要になった。 施工上同一現場での交錯、繁雑を避け、工程管理に支障を来たさぬよう工事を進めるためには、現在、本体工事を施工中の同者が施工することが最も効率的である。 また、共通仮設の仮囲いのほか、仮設通路が本体工事にて設置したものをそのまま利用することが出来るとともに、経費についても概ね52.9%の削減を図ることができる。 以上のことから、現場管理、工事管理及び経費面において効果的に工事を進めることが出来るため、同者と随意契約を締結する。
10 根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号